議案第８３号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和８年１２月１日提出

時津町長　　山　上　広　信

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　職員の給与に関する条例（昭和３７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」に改め、同条第３項中「「１００分の７１．２５」と」の次に「、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と」を加える。

第２１条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	206,000	252,400	287,200	321,900	345,600	380,900	435,900
	2	207,100	253,700	288,200	323,400	347,400	382,600	437,800
	3	208,300	255,100	289,200	324,800	349,300	384,200	439,700
	4	209,500	256,500	290,200	326,200	351,100	385,800	441,500
	5	210,600	257,900	291,200	327,600	352,800	387,400	443,400
	6	212,300	259,300	292,200	328,800	354,600	389,200	445,200
	7	213,900	260,700	293,300	329,900	356,400	390,700	447,000
	8	215,500	262,100	294,300	331,100	358,000	392,300	448,800
	9	217,000	263,500	295,300	332,400	359,600	393,600	450,400
	10	218,700	264,700	296,400	334,000	361,300	395,200	451,900
	11	220,300	266,100	297,400	335,700	363,000	396,800	453,400

	12	221, 900	267, 400	298, 400	337, 300	364, 700	398, 300	454, 900
	13	223, 400	268, 600	299, 400	338, 800	366, 200	400, 200	456, 400
	14	225, 100	269, 800	300, 700	340, 400	367, 800	402, 100	457, 700
	15	226, 800	271, 100	302, 000	342, 100	369, 400	404, 000	459, 000
	16	228, 500	272, 300	303, 200	343, 700	370, 900	405, 900	460, 300
	17	229, 700	273, 400	304, 500	345, 200	372, 200	407, 400	461, 500
	18	231, 300	274, 500	305, 800	346, 900	373, 900	409, 200	462, 800
	19	232, 900	275, 600	307, 100	348, 700	375, 500	410, 900	464, 100
	20	234, 400	276, 700	308, 300	350, 300	377, 200	412, 500	465, 300
	21	235, 900	277, 600	309, 400	351, 700	378, 300	414, 200	466, 500
	22	237, 600	278, 600	310, 600	353, 400	379, 800	415, 600	467, 300
	23	239, 200	279, 600	311, 900	355, 100	381, 300	417, 000	468, 100
	24	240, 800	280, 600	313, 200	356, 700	382, 800	418, 400	468, 900
	25	242, 400	281, 600	314, 500	357, 900	384, 500	419, 800	469, 500
	26	244, 100	282, 500	315, 600	359, 800	386, 300	421, 000	470, 100
	27	245, 400	283, 300	316, 600	361, 500	387, 900	422, 200	470, 700
	28	246, 700	284, 200	317, 600	363, 100	389, 600	423, 200	471, 300
	29	248, 000	285, 000	318, 800	364, 600	391, 000	424, 300	472, 000
	30	249, 100	285, 800	320, 000	366, 200	392, 300	425, 500	472, 800
	31	250, 200	286, 700	321, 300	367, 800	393, 500	426, 600	473, 200
	32	251, 300	287, 400	322, 500	369, 400	394, 900	427, 700	473, 900
	33	252, 400	288, 200	323, 700	371, 100	396, 000	428, 400	474, 400
	34	253, 300	289, 000	325, 000	372, 900	396, 900	429, 100	474, 800
	35	254, 200	289, 800	326, 400	374, 700	397, 900	429, 700	475, 200
	36	255, 200	290, 400	327, 700	376, 600	398, 900	430, 400	475, 600
	37	256, 200	291, 100	329, 000	378, 100	399, 700	431, 000	476, 000
	38	257, 100	291, 900	330, 300	379, 500	400, 600	431, 600	476, 300
	39	258, 000	292, 600	331, 600	380, 900	401, 500	432, 200	476, 600
	40	258, 800	293, 400	332, 900	382, 300	402, 300	432, 600	476, 900
	41	259, 600	294, 100	334, 300	383, 800	403, 100	433, 000	477, 200
	42	260, 200	294, 900	335, 500	384, 600	403, 900	433, 200	477, 500
	43	260, 800	295, 600	336, 700	385, 500	404, 800	433, 500	477, 800
	44	261, 400	296, 300	337, 800	386, 500	405, 500	433, 800	478, 100
	45	262, 000	297, 000	338, 700	387, 400	406, 200	434, 100	478, 400
	46	262, 600	297, 700	339, 900	388, 500	406, 900	434, 400	
	47	263, 200	298, 400	341, 100	389, 400	407, 600	434, 700	
	48	263, 800	299, 000	342, 400	390, 400	408, 300	435, 000	
	49	264, 300	299, 700	343, 500	391, 300	408, 800	435, 200	

	50	265, 000	300, 400	344, 700	392, 000	409, 400	435, 500	
	51	265, 600	301, 100	345, 900	392, 700	410, 000	435, 700	
	52	266, 100	301, 800	347, 100	393, 300	410, 700	436, 000	
	53	266, 500	302, 300	348, 400	393, 700	411, 100	436, 200	
	54	266, 900	303, 000	349, 500	394, 300	411, 700	436, 500	
	55	267, 200	303, 600	350, 600	394, 900	412, 300	436, 800	
	56	267, 500	304, 300	351, 700	395, 600	412, 800	437, 100	
	57	267, 800	304, 900	352, 400	395, 900	413, 200	437, 300	
	58	268, 100	305, 500	353, 300	396, 600	413, 800	437, 600	
	59	268, 400	306, 100	354, 000	397, 300	414, 400	437, 900	
	60	268, 700	306, 900	354, 800	397, 900	414, 900	438, 100	
	61	269, 000	307, 500	355, 600	398, 200	415, 300	438, 300	
	62	269, 300	308, 000	356, 000	398, 700	415, 800	438, 600	
	63	269, 600	308, 500	356, 500	399, 300	416, 300	438, 900	
	64	269, 900	308, 900	357, 200	399, 900	416, 900	439, 100	
	65	270, 200	309, 400	358, 000	400, 200	417, 200	439, 300	
	66	270, 500	309, 900	358, 700	400, 800	417, 600	439, 600	
	67	270, 800	310, 300	359, 400	401, 500	417, 900	439, 900	
	68	271, 100	310, 800	360, 000	402, 100	418, 300	440, 100	
	69	271, 400	311, 200	360, 500	402, 500	418, 600	440, 300	
	70	271, 700	311, 700	361, 100	403, 000	418, 900	440, 600	
	71	272, 000	312, 100	361, 600	403, 600	419, 200	440, 900	
	72	272, 300	312, 600	362, 200	404, 100	419, 400	441, 100	
	73	272, 600	313, 000	362, 500	404, 700	419, 600	441, 300	
	74	272, 900	313, 400	363, 000	405, 300	419, 900		
	75	273, 200	313, 700	363, 300	405, 700	420, 200		
	76	273, 500	314, 000	363, 700	406, 000	420, 400		
	77	273, 800	314, 200	364, 100	406, 400	420, 600		
	78	274, 100	314, 500	364, 600	406, 900	420, 900		
	79	274, 400	314, 700	365, 100	407, 300	421, 200		
	80	274, 700	315, 000	365, 600	407, 700	421, 400		
	81	275, 000	315, 200	365, 900	408, 100	421, 600		
	82	275, 300	315, 400	366, 300	408, 600	421, 900		
	83	275, 600	315, 700	366, 700	409, 000	422, 200		
	84	275, 900	315, 900	367, 100	409, 400	422, 400		
	85	276, 200	316, 200	367, 400	409, 700	422, 600		
	86	276, 500	316, 400	367, 800				
	87	276, 800	316, 700	368, 200				

	88	277, 100	317, 000	368, 600				
	89	277, 400	317, 300	368, 800				
	90	277, 700	317, 600	369, 200				
	91	278, 000	317, 900	369, 600				
	92	278, 300	318, 200	370, 000				
	93	278, 600	318, 400	370, 200				
	94		318, 600	370, 500				
	95		318, 900	370, 900				
	96		319, 300	371, 200				
	97		319, 500	371, 500				
	98		319, 800	371, 900				
	99		320, 100	372, 300				
	100		320, 500	372, 700				
	101		320, 800	373, 200				
	102		321, 100	373, 600				
	103		321, 400	374, 000				
	104		321, 700	374, 400				
	105		321, 900	374, 900				
	106		322, 200	375, 300				
	107		322, 500	375, 600				
	108		322, 800	375, 900				
	109		323, 000	376, 400				
	110		323, 300					
	111		323, 700					
	112		324, 000					
	113		324, 200					
	114		324, 400					
	115		324, 700					
	116		325, 100					
	117		325, 300					
	118		325, 500					
	119		325, 800					
	120		326, 100					
	121		326, 400					
	122		326, 600					
	123		326, 900					
	124		327, 200					
	125		327, 500					

定年前再任用短時間勤務職員		標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額
		円 219,600	円 248,500	円 293,500	円 315,900	円 332,800	円 360,800	円 406,900

第２条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１３条中「勤務時間条例第９条の２前段に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は同条後段に規定する日（以下「年末年始の休日」という。）」を「勤務時間条例第１０条第１項に規定する休日に割り振られた勤務時間（同項の規定により休日勤務代休時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された職員にあっては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間（同項に規定する休日勤務時間をいう。以下同じ。）を除く。）又は休日勤務代休時間」に改め、「(17)及び」を削る。

第１４条第１項第１号中「職員に」の次に「同条第２号に掲げる勤務に係る」を加える。

第１５条第１項中「祝日法による休日」を「勤務時間条例第９条の２に規定する祝日法による休日」に、「及び年末年始の休日において、正規の勤務時間」を「、勤務時間条例第９条の２に規定する年末年始の休日及びこれらの日に準ずるものとして規則で定める日（以下この条において「休日等」と総称する。）の正規の勤務時間（勤務時間条例第１０条第１項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあっては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を除く。）並びに休日勤務代休時間（以下この条において「休日等正規勤務時間等」という。）」に、「正規の勤務時間中に勤務した」を「休日等正規勤務時間等中に勤務した」に改め、「給与額に」の次に「次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる勤務以外の勤務

(2) 次のア又はイに掲げる勤務

ア 休日等（休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む勤務時間条例第１０条第１項に規定する休日を除く。）における勤務

イ １日の勤務時間の全部につき勤務時間条例第１０条第１項の規定により休日勤務代休時間が指定された日（第１８条の２第１項において「全部休日勤務代休時間指定日」という。）における勤務

第１５条第２項を削る。

第１８条の２第１項中「勤務を要しない日」を「勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日」に、「祝日法による休日若しくは年末年始の休日」を「勤務時間条例第１０条第１項に規定する休日（同項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあっては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む日を除く。）若しくは全部休日勤務代休時間指定日」

に改める。

第２０条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」」を「「１００分の１２７．５」とあるのは、「１００分の７２．５」」に改める。

第２１条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第３条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「勤務時間のうち４時間」を「勤務時間の一部」に、「４時間の勤務時間」を「勤務時間の一部」に改める。

第８条の２第１項中「及び次条第１項から第３項まで」を「、次条第１項から第３項まで及び第１７条の２第２項」に改める。

第９条第１項中「昭和３７年条例第１号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、「及び代休日」を削り、「割り振られた勤務時間」の次に「（同項に規定する休日勤務代休時間を除く。）」を加える。

第１０条を次のように改める。

（休日勤務代休時間）

第１０条　任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部（以下この項において「休日勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日勤務時間に代わる時間（次項において「休日勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間（第９条第１項の規定により時間外勤務代休時間として指定された勤務時間及び休日である勤務日等に割り振られた勤務時間を除く。）の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）を指定することができる。

２　前項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員は、当該休日勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第１１条中「年次有給休暇」の次に「、年次無給休暇」を加える。

第１２条の次に次の１条を加える。

（年次無給休暇）

第１２条の２　年次無給休暇は、１の年ごとにおける休暇とし、その日数は、１の年において７日とする。

２　年次無給休暇については、その時期につき、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、公務の運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として規則で定める場合を除き、これを承認しなければならない。

３　年次無給休暇については、給与条例第１３条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

第１５条第３項及び第１５条の２第３項中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

第１７条の２第１項中「平成４年条例第８号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、「同条」を「同項」に改め、同項第３号中「時津町職員の育児休業等に関する条例第２１条」を「育児休業条例第２１条第１項」に改める。

（時津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第４条　時津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成３１年条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第１６条関係）

報酬基準月額表

職種	職務の級	会計１級	会計２級	会計３級
	号級	基準月額	基準月額	基準月額
１　次項に定める職種以外の職種		円	円	円
	1	208,600	206,000	252,400
	2	210,400	207,100	253,700
	3	212,100	208,300	255,100
	4	213,800	209,500	256,500
	5	215,500	210,600	257,900
	6	217,200	212,300	259,300
	7	218,800	213,900	260,700
	8	220,400	215,500	262,100
	9	222,000	217,000	263,500
	10	223,500	218,700	264,700
	11	225,000	220,300	266,100
	12	226,400	221,900	267,400
	13	227,800	223,400	268,600
	14	229,300	225,100	269,800
	15	230,800	226,800	271,100
	16	232,300	228,500	272,300
	17	233,700	229,700	273,400
	18	235,100	231,300	274,500

	19	236, 500	232, 900	275, 600
	20	237, 900	234, 400	276, 700
	21	239, 300	235, 900	277, 600
	22	240, 300	237, 600	278, 600
	23	241, 400	239, 200	279, 600
	24	242, 400	240, 800	280, 600
	25	243, 400	242, 400	281, 600
	26	244, 200	244, 100	282, 500
	27	245, 100	245, 400	283, 300
	28	245, 900	246, 700	284, 200
	29	246, 800	248, 000	285, 000
	30	247, 600	249, 100	285, 800
	31	248, 400	250, 200	286, 700
	32	249, 100	251, 300	287, 400
	33	249, 900	252, 400	288, 200
	34	250, 400	253, 300	289, 000
	35	250, 900	254, 200	289, 800
	36	251, 400	255, 200	290, 400
	37	252, 000	256, 200	291, 100
	38	252, 500	257, 100	291, 900
	39	252, 900	258, 000	292, 600
	40	253, 400	258, 800	293, 400
	41	253, 800	259, 600	294, 100
	42	254, 100	260, 200	294, 900
	43	254, 400	260, 800	295, 600
	44	254, 700	261, 400	296, 300
	45	255, 100	262, 000	297, 000
	46	255, 400	262, 600	297, 700
	47	255, 800	263, 200	298, 400
	48	256, 200	263, 800	299, 000
	49	256, 500	264, 300	299, 700
	50	256, 800	265, 000	300, 400
	51	257, 100	265, 600	301, 100
	52	257, 400	266, 100	301, 800
	53	257, 600	266, 500	302, 300
	54	257, 900	266, 900	303, 000
	55	258, 200	267, 200	303, 600
	56	258, 500	267, 500	304, 300

	57	258,700	267,800	304,900
	58	259,000	268,100	305,500
	59	259,300	268,400	306,100
	60	259,500	268,700	306,900
	61	259,700	269,000	307,500
	62	260,000	269,300	308,000
	63	260,300	269,600	308,500
	64	260,500	269,900	308,900
	65	260,700	270,200	309,400
	66	261,000	270,500	309,900
	67	261,300	270,800	310,300
	68	261,500	271,100	310,800
	69	261,700	271,400	311,200
	70	262,000	271,700	311,700
２　英語指導助手及び外国語指導助手	1年目	335,000		
	2年目	345,000		
	3年目	355,000		
	4年目以降	360,000		

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定並びに附則第３条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第４条の規定による改正後の時津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第４条の規定による改正前の時津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（代休日の廃止に伴う経過措置）

第３条　第３条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１０条第１項の規定により指定された同項に規定する代休日のうち第３条の規定の施行の日以後の日であるものについては、職員が勤務を命ぜられた同項に規定する休日の全勤務時間を勤務している場合に限り、同条の規定の施行の日において、当該代休日に割り振られた勤務時間の全部について同条の規定による改正後の職

員の勤務時間、休暇等に関する条例第１０条第１項の規定により同項に規定する休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなす。この場合において、当該休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなされた勤務時間を含む日については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第２項又は第４条の規定による勤務時間の割振りを変更することができない。

（規則への委任）

第４条　附則第２条及び前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

「提案理由」

人事院勧告に伴う国家公務員の給与の取扱い、並びに長崎県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の状況等を踏まえ、職員及び会計年度任用職員の給与について改定を行うとともに、週休日の振替等に係る制度の見直し、代休日の廃止及び休日勤務代休時間の新設並びに年次無給休暇の新設を行う必要があるため、この議案を提出する。